

◆令和7年度家庭用◆
「所沢市スマートハウス化推進補助金」



創エネ・蓄エネ機器・非FIT太陽光・蓄電池

導入のご案内

補助対象項目	
エコハウス	①ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）※ZEH Oriented を除く
	②ZEH Oriented
	③低炭素建築物
	④長期優良住宅
創エネ・蓄エネ	⑤太陽光発電システム
	⑥蓄電池
	⑦太陽熱利用システム（ソーラーシステム）
	⑧地中熱利用システム
	⑨コージェネレーションシステム （エネファーム：家庭用燃料電池）
非FIT （環境省補助上乗せ）	⑩太陽光発電システム
	⑪蓄電池（非FIT太陽光と同時に設置するもの）
⑫V2H（エコカー充電設備）	
⑬EV（電気自動車）	
⑭FCV（燃料電池自動車）	

問い合わせ先

所沢市 環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

電話：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

E-Mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



目次

■補助項目一覧.....	P3
■加算措置について	P4
■共通事項（補助対象者の要件など）	P5~P6
■申請期間、補助金が振り込まれるまでの流れ （エコハウス、創エネ・蓄エネ、V2H、EV、FCV）	P8
■補助要件	
エコハウス	
①ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	P9
②ZEH Oriented	P10
③低炭素建築物	P11
④長期優良住宅	P12
創エネ・蓄エネ	
⑤太陽光発電システム	P13
⑥蓄電池	P14
⑦太陽熱利用システム(ソーラーシステム)	P15
⑧地中熱利用システム	P16
⑨コージェネレーションシステム(エネファーム)	P17
⑫V2H（エコカー充電設備）	P18
⑬ EV(電気自動車)・⑭FCV(燃料電池自動車)	P19
■申請期間、補助金が振り込まれるまでの流れ	
非 FIT 太陽光・蓄電池	P20
■補助要件	
⑩非 FIT 太陽光発電システム	P21
⑪蓄電池（非 FIT 太陽光と同時に設置するもの）	P22
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（蓄電池に関する規定）	P23~24
■必要に応じて提出する書類	P25

補助項目一覧

※補助対象経費が補助金額を下回る場合は実費支給となります。

■エコハウス、創エネ・蓄エネ機器、非FIT太陽光・蓄電池

補助対象項目	補助金額	上限額	申請時期
エコハウス（いずれか1項目を選択）			
①ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） ※ZEH Orientedを除く	10万円/件	-	取得後
②ZEH Oriented	5万円/件	-	
③低炭素建築物	7万円/件	-	
④長期優良住宅	5万円/件	-	
創エネ・蓄エネ（エコハウスとの同時申請可。1度にまとめて申請してください）			
⑤太陽光発電システム	3万円/kW	15万円	設置後
⑥蓄電池（リチウムイオン電池）	3万円/kWh	24万円	設置後
⑦太陽熱利用システム（ソーラーシステム）	2万円/㎡	12万円	設置後
⑧地中熱利用システム	25万円/件	-	設置後
⑨コージェネレーションシステム （エネファーム：家庭用燃料電池）	10万円/件	-	設置後
非FIT（FIT認定を受けないこと）			
⑩太陽光発電システム	10万円/kW	50万円	契約前かつ着工前
⑪蓄電池（リチウムイオン電池） ※非FIT太陽光発電システムと同時設置	3万円/kWh+ 補助対象経費の 1/3	61.6万円	契約前かつ着工前

申請は1世帯につき年度1回まで

※取得後/設置後申請の項目は、令和7年4月1日(火)から令和8年3月19日(木)までに取得したものが対象です。取得日＝領収日

■充給電設備、電気自動車等

補助対象項目	補助金額	上限額	申請時期
⑫V2H（エコカー充給電設備）	5万円/基	-	事後
⑬EV（電気自動車）	5万円/台	-	事後
⑭FCV（燃料電池自動車）	5万円/台	-	事後

※令和7年4月1日(火)から令和8年3月19日(木)までに取得したものが対象です。

取得日 V2Hは領収日、自動車は車検証の交付年月日とする。

補助金額の加算

次の要件を満たす場合、最大33%までの加算措置を受けることができます。該当する場合は必要書類(P25参照)を申請書類に添付してください。

(1) 「18歳未満の子を含む三世代」が同居し、日常生活を営んでいる場合

⇒ 補助金額の10%

(2) 「小規模事業者」を利用して設備を導入する場合

⇒ 補助金額の3%

※小規模事業者：事前に登録された小規模事業者（従業員が20名以下の市内事業者）です。
市ホームページ（「スマートハウス 小規模事業者」で検索）に名簿を掲載しています。

(3) 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを利用している場合

⇒ 補助金額の20%

※再生可能エネルギー比率は、ご契約されている電力会社ホームページの電源構成が公表されているページにてご確認ください。「再エネ〇%プラン」など契約種別から比率が分かる電力プランもあります。

※ご自宅に設置している太陽光発電システム等で賄う電力とは関係ありません。

$$\text{加算金額} = \text{加算対象額} \times \text{加算率の合計} (\%)$$

共通事項

1. 補助対象者

- ・自ら居住する市内の住宅に、補助対象事業を実施する方（※1）
- ・補助金の申請時に設置（建設）場所に住民登録されている方
- ・補助金の申請時に市税等の滞納がない方（※2）
- ・同一の補助対象物について、所沢市の他の補助を受けない方

※1 法人での契約、リース契約の場合は申請できません。

※2 納期が過ぎてから納税した場合は、納税記録がシステムに反映されるのに時間がかかるため、領収印が押された納付書の写しを添付していただく場合があります。

2. 申請方法

必要書類をご用意いただき、**申請期間内**に所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご提出ください。

※書類のご提出は、ご本人、代理（ご家族・業者等）のどちらでも構いません。

代理の場合には別紙の委任状を併せてご提出ください。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所 5 階 マチごとエコタウン 推進課窓口 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 <u>（土・日・祝日は除く）</u>	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合がありますので、印鑑をご持参ください。	・郵送による事故等の責任は負いかねます。郵送記録の残る形（書留等）でのご提出をお勧めします。 ・ <u>受付終了後に市役所に到達した申請書類は受付できません。お急ぎの場合は窓口にお持ちください。</u>

- ・必要書類が揃っていないものは受付できません。手続きを進めることもできません。
- ・補助金の申請額が予定額に達し次第、受付を終了いたします。
- ・先着順で受付します。
- ・書類に不足・不備等があった場合は担当より連絡します。申請書には**日中に連絡が取れる連絡先**を記入してください。（円滑な確認のため、申請資料の控えの保管や、当課の電話番号(04-2998-9133)のご登録等をお勧めいたします。）

3. 適正な管理と処分の制限

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、以下の期間を経過するまで、善良な管理者の注意をもって適正に管理し、譲渡、貸付、担保には供しないでください。

これらの行為があった際は、**交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。**

- ・ 非 FIT 太陽光・蓄電池…法定耐用年数を経過するまで
(太陽光発電システム 17 年、蓄電池 6 年)
- ・ それ以外…事業を完了した日から起算して **5 年間**

4. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、「3.適正な管理と処分の制限」に定める期間を経過するまで保存してください。

※特に住宅ローン控除や確定申告をする際に、補助金交付の通知書が必要になる場合がありますので、大切に保管ください。

5. アンケート等へのご協力

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

国の補助金「住宅省エネ 2025 キャンペーン」について

エコハウスなどは、国が実施している「住宅省エネ 2025 キャンペーン」との併用申請が可能な場合があります。詳しくは下記をご参照ください。

★補助要件、申請方法、申請期間、必要書類等は「所沢市スマートハウス化推進補助金」と異なります。「住宅省エネ 2025 キャンペーン」につきましては、以下お問い合わせ先、ホームページにて必ずご確認をお願いいたします。

※市では「住宅省エネ 2025 キャンペーン」についてのご質問はお答えできません。

【ホームページ】 <https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/>

【問い合わせ先】 電話：0570-022-004 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝含む）



■各補助対象項目の申請期間・補助要件

・ **エコハウス** ・ **創エネ** ・ **蓄エネ** ・ **EV、FCV、V2H**

申請期間・補助金が振り込まれるまでの流れ		P8
補助要件等		
エコハウス	①ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)	P9
	②ZEH Oriented	P10
	③低炭素建築物	P11
	④長期優良住宅	P12
創エネ ・ 蓄エネ	⑤太陽光発電システム	P13
	⑥蓄電池 (リチウムイオン電池)	P14
	⑦太陽熱システム (ソーラーシステム)	P15
	⑧地中熱利用システム	P16
	⑨コージェネレーションシステム (エネファーム：家庭用燃料電池)	P17
⑫V2H (エコカー充電設備)		P18
⑬EV (電気自動車) ・ ⑭FCV (燃料電池自動車)		P19

・ **非 FIT 太陽光** ・ **蓄電池**

申請期間・補助金が振り込まれるまでの流れ		P20
⑩非 FIT 太陽光		P21
⑪蓄電池 (非 FIT 太陽光と同時に設置するもの)		P22
蓄電池 (非 FIT 太陽光と同時に設置するもの) の仕様		P23~24

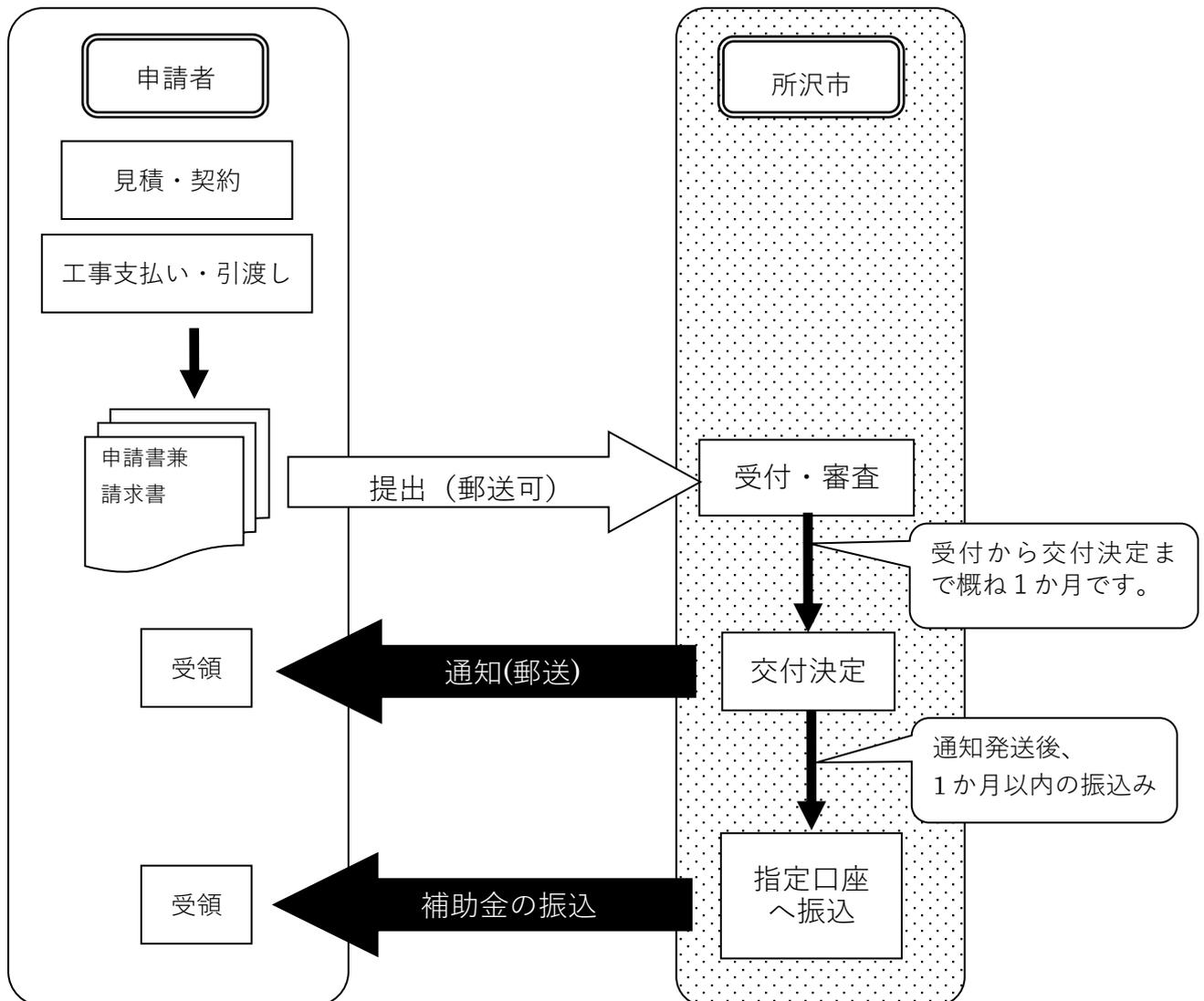
エコハウス・創エネ・蓄エネ・EV、FCV、V2H

(先着順・予算額に達し次第終了)

■申請期間

申請時期	申請期間	
引き渡し後 工事完了後	第1期	6月2日(月)～ 6月30日(月)
	第2期	9月1日(月)～ 9月30日(火)
	第3期	11月4日(火)～ 11月28日(金)
	第4期	2月2日(月)～ 3月19日(木)

■補助金が振り込まれるまでの流れ



エコハウス ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新品又は新築のもの ・国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の交付確定を受けたもの または 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、ZEH の評価・認証を受けたもの ・BELS の設計一次エネルギー消費量（再エネ含む）について、基準一次エネルギー消費量からの削減率が 75%以上 であること。 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。
<p>必要書類 (★は市のHPからダウンロード)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑤ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） ※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの ⑥ 建物全景の写真 ⑦ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価書の写し ⑧ 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業に係る交付確定通知書の写し または BELS の施工証明書★ ⑨ 年間一次エネルギー消費削減量を示す計算書の写し ⑩ チェックリスト【エコハウス用】★

※**エコハウス**で申請できるのは1項目のみです

ZEH Oriented、低炭素建築物、長期優良住宅との併用はできません。

- ・「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」とは、快適な室内空間の構築（高断熱・高气密で省エネ）・エネルギーを効率よく使う（高効率な設備でエネルギーを抑える）、そしてエネルギーを創りだす（太陽光発電、蓄電池など）ことにより、住宅の年間の消費エネルギーをおおむねゼロにする住宅のことをいいます。

※ZEH 住宅は国の認定または第三者評価・認証を受ける必要があります。

エコハウス ②ZEH Oriented

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新品又は新築のもの ・国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の交付確定を受けたもの または 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、ZEH Oriented の評価・認証を受けたもの ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。
<p>必要書類 (★は市のHPからダウンロード)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑤ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） ※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの ⑥ 建物全景の写真 ⑦ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価書の写し ⑧ 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業に係る交付確定通知書の写し または BELS の施工証明書★ ⑨ 年間一次エネルギー消費削減量を示す計算書の写し ⑩ チェックリスト【エコハウス用】★

※**エコハウス**で申請できるのは1項目のみです

ZEH、低炭素建築物、長期優良住宅との併用はできません。

- ・ZEH Oriented とは、ZEHを指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地に建築された住宅に限る。）

エコハウス ③低炭素建築物

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新品又は新築のもの ・都市の低炭素化促進に関する法律（平成24年法律第84号）に定める低炭素建築物の認定を受けたもの ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。 <p>※低炭素建築物の認定には、予め所沢市役所の「建築指導課」での申請が必要です。</p>
<p>必要書類 (★は市のHPからダウンロード)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑤ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） <p>※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 建物全景の写真 ⑦ 低炭素建築物認定に係る書類の写し （計画認定通知書、工事完了報告書） ⑧ 一次エネルギー消費量計算結果の写し ⑨ チェックリスト【エコハウス用】★

※**エコハウス**で申請できるのは1項目のみです

ZEH、ZEH Oriented、長期優良住宅との併用はできません。

- ・「低炭素建築物」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物としての「認定」を受けた建築物のことをいいます。都市部（市街化区域内等）における二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置がされているものです。

エコハウス ④長期優良住宅

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新品又は新築のもの ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に定める長期優良住宅の認定申請を行い、認定を受けているものであること。 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。 <p>※長期優良住宅の認定には、予め所沢市役所の「建築指導課」での申請が必要です。</p>
<p>必要書類 (★は市の HP からダウンロード)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第 2 号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑤ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） <p>※令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 19 日までの日付が領収書に記されたもの</p> <p>※④の契約書の総額と整合性が取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 建物全景の写真 ⑦ 長期優良住宅認定に係る書類の写し （計画認定通知書、工事完了報告書） ⑧ 一次エネルギー消費量計算結果の写し ⑨ チェックリスト【エコハウス用】★

※**エコハウス**で申請できるのは 1 項目のみです

ZEH、ZEH Oriented、低炭素建築物との併用はできません。

- ・「長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定める長期優良住宅としての「認定」を受けた建築物のことをいいます。
- ・令和 4 年 10 月 1 日に告示された「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」を満たした新築住宅のみ対象となります。

⑤太陽光発電システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・日本産業規格（JIS 規格）又はそれに準じた性能を有するもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・原則、電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの ・設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のもの
必要書類 (★は市の HP から ダウンロ ード)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第 2 号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費・型番など内訳が分かるもの） ⑤ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑥ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） ※令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 19 日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの ⑦ 機器の写真（太陽光パネル、パワーコンディショナー） ⑧ 機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑨ “電力受給契約申込書”または“接続契約のご案内”の写し ※全量を自家消費する場合はご相談ください。 ⑩ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑪ チェックリスト【創エネ・蓄エネ機器導入用】★

◆太陽光発電システムを申請する際の注意点

- ・第三者所有である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入は対象外です。
- ・「非 FIT 太陽光」と、「創エネ・蓄エネの太陽光発電システム」の併用申請はできません。

※同一の補助対象物に対して、重複して市の補助金を交付することができないため

⑥蓄電池（リチウムイオン電池）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・国が実施する補助事業の対象機器として「(一社)環境共創イニシアチブ(SII)」により登録されているもの
必要書類 (★は市のHPからダウンロード)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費・型番など内訳が分かるもの） ⑤ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑥ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） ※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの ⑦ 機器の写真（蓄電池、パワーコンディショナー） ⑧ 機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑨ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑩ チェックリスト【創エネ・蓄エネ機器導入用】★

・「蓄電池」とは、電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等、必要に応じて電気を活用することができるシステムのことです。

◆蓄電池を申請する際の注意点

・「非FIT蓄電池」と、「創エネ・蓄エネの蓄電池」の併用申請はできません。

※同一の補助対象物に対して、重複して市の補助金を交付することができないため

⑦太陽熱利用システム（ソーラーシステム）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの（集熱器、蓄熱槽どちらも） ・強制循環式で、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・蓄熱槽については、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
必要書類 (★は市のHPからダウンロード)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費・型番など内訳が分かるもの） ⑤ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑥ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） <p>※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 機器の写真（集熱器、蓄熱槽） ⑧ 機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑨ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑩ チェックリスト【創エネ・蓄エネ機器導入用】★

- ・「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのことです。
- ・対象の機器は「ベターリビング ソーラーシステム」で検索いただけます。
- ・本補助金では、集熱器と蓄熱槽が独立し、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるソーラーシステムが対象となります。

⑧地中熱利用システム

対象要件 ※いずれも 新品に限る	ヒート ポンプ システム	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房のエネルギー消費効率（COP）が 3.0 以上であること。 ・地中熱交換器（熱交換井を含む。）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
	空気 循環	<ul style="list-style-type: none"> ・地中熱パイプ又はダクトが適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
必要書類 (★は市の HP からダ ウンロー ド)	<p>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★</p> <p>② 交付申請（請求）額計算書★</p> <p>③ 事業概要書★</p> <p>④ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費・型番など内訳が分かるもの）</p> <p>⑤ 事業内容が確認できる契約書の写し</p> <p>⑥ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） ※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの</p> <p>⑦ 機器の写真（本体）</p> <p>⑧ 機器の性能を証する書類（カタログ等）</p> <p>⑨ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）</p> <p>⑩ 地下水採取許可申請書又は地下水採取届出書の写し（地下水採取許可又は地下水採取届出が必要な場合に限る。）</p> <p>⑪ チェックリスト【創エネ・蓄エネ機器導入用】★</p>	

- ・「地中熱利用システム」とは、年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、空調又は給湯等に利用するシステムのことです。

⑨ コージェネレーションシステム（エネファーム）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・「(一社) 燃料電池普及促進会」の『エネファームの機器登録リスト』に登録されているもの
必要書類 (★は市のHPからダウンロード)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費・型番など内訳が分かるもの） ⑤ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑥ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） <p>※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの</p> <p>※④の契約書の総額と整合性が取れるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 機器の写真（燃料電池、貯湯タンク） ⑧ 機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑨ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑩ チェックリスト【創エネ・蓄エネ機器導入用】★

- ・「コージェネレーションシステム」とは、都市ガス、LPガス、灯油等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行うシステムのことをいいます。発電から生じる排熱を給湯等にも使える新しい発電方式です。

⑫V2H（エコカー充給電設備）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・国が実施する補助事業の対象設備として「(一社)次世代自動車振興センター」により登録されているもの
必要書類 (★は市のHPからダウンロード)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 補助対象経費の見積書の写し（設備費・工事費・型番など内訳が分かるもの） ⑤ 事業内容が確認できる契約書の写し ⑥ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） ※令和7年4月1日から令和8年3月19日までの日付が領収書に記されたもの ※④の契約書の総額と整合性が取れるもの ⑦ 機器の写真（設備本体、充給電ケーブル） ⑧ 機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑨ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑩ チェックリスト【創エネ・蓄エネ機器導入用】★

・「V2H（エコカー充給電設備）」とは、電気自動車等と住宅間の充給電を行う設備のことをいいます。

※ 従来の設備は住宅のコンセントから電気自動車等へ充電するものでした。

「V2H」は「車（Vehicle）から家（Home）へ」を意味し、家庭用電源から電気自動車に充電するだけでなく、電気自動車等に蓄えた電力を家庭用としても使用（給電）できる設備です。

⑬電気自動車（EV）・⑭燃料電池自動車（FCV）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新品のもの ・国が実施する補助事業の対象車種として「(一社)次世代自動車振興センター」に電気自動車、燃料電池自動車の項目で登録されているもの ・取得日（車検証の交付年月日）が令和7年4月1日から令和8年3月19日までのもの
必要書類 (★は市のHPからダウンロード)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用） 【様式第2号】★ ② 交付申請（請求）額計算書★ ③ 事業概要書★ ④ 補助対象経費や契約内容が確認できる契約書または注文書の写し ⑤ 領収書等の写し（社判の押印のあるもの） ⑥ 自動車検査証記録事項の写し ※交付年月日が令和7年4月1日から令和8年3月19日のもの ⑦ 保管場所標章番号通知書（車庫証明申請に係る通知書）の写し ⑧ チェックリスト【エコカー用】★

・「電気自動車（EV）」とは電気をエネルギー源として、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る車をいいます。

・「燃料電池自動車（FCV）」とは、車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車のことをいいます。

・法人での契約、リース契約は対象外です。

・「プラグインハイブリッド車（PHEV）」は対象外です。

・所沢市では、令和3年度から災害時協力登録車制度を実施しています。市所有のEV・FCVが避難所等で電源供給できないときに、みなさまがお持ちの車両を緊急電源車として確保することを目的として、外部給電が可能なEV・FCVをご登録いただく制度です。補助金申請時に制度のご案内をさせていただく場合があります。

※所沢市災害時協力登録車制度についてはこちら



非 FIT 太陽光・蓄電池 (先着順・予算額に達し次第終了)

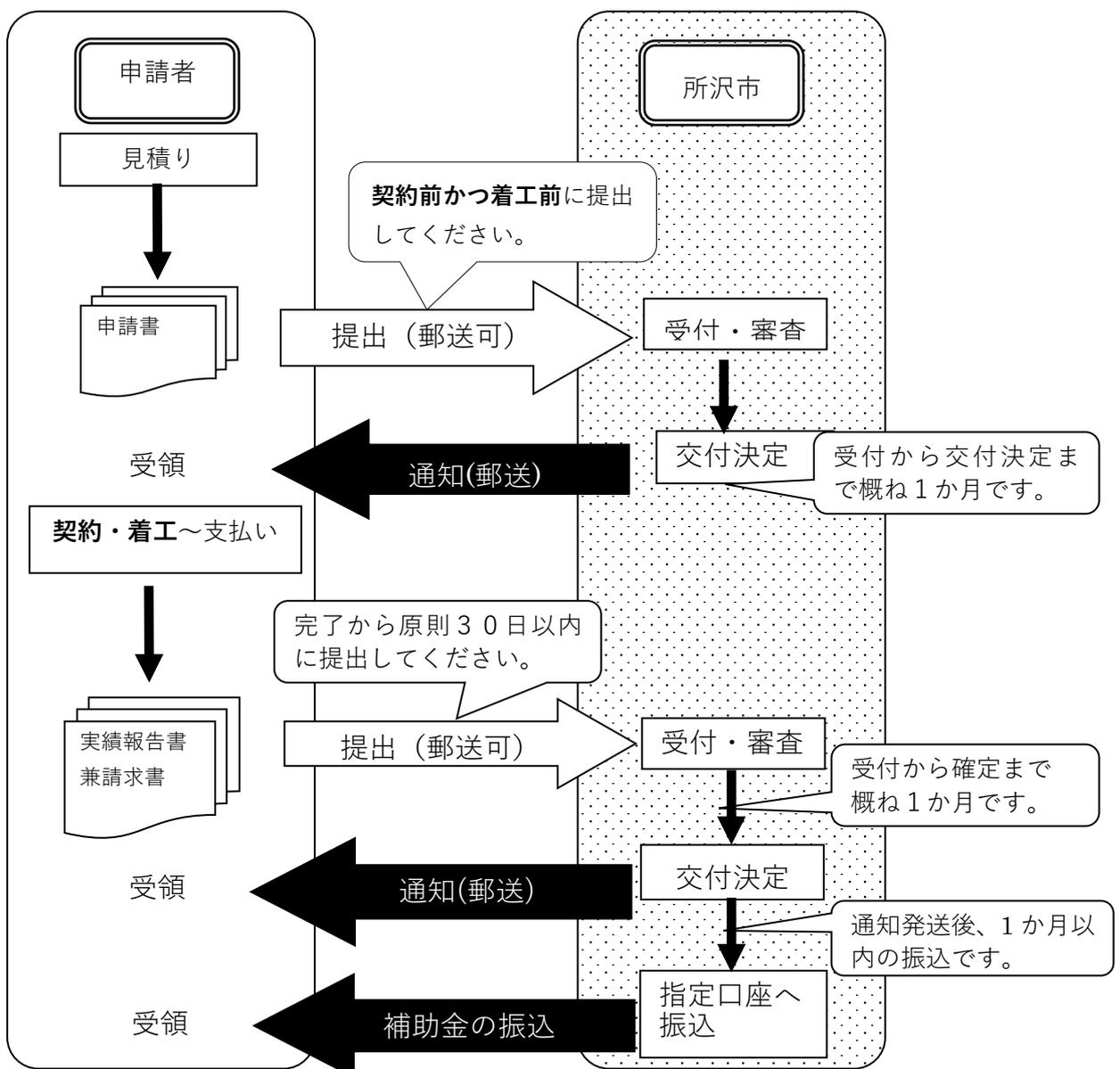
■申請期間

補助対象項目	申請時期	申請期間
非 FIT 太陽光・蓄電池	契約 前 かつ 着工 前 ※	6月2日(月)～12月26日(金)

※令和7年4月1日から6月30日の間に契約を締結し、着工したものに限り、6月30日（月曜）まで、契約後または着工後の申請を受け付けます。

工事完了後、30日以内又は令和8年1月30日（金）のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書を提出してください。

■補助金が振り込まれるまでの流れ



⑩非 FIT 太陽光発電システム

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT や FIP の認定を取得しないもの ・ 日本産業規格（JIS 規格）や一般社団法人電気安全環境研究所（JET）の認証等を受けたもの、または同等水準の性能を有するもの ・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの ・ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のもの ・ 財産処分制限期間（17 年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないもの ・ 自己託送を行わないもの ・ 発電量の 30%以上を自家消費するもの
<p>補助金額</p>	<p>10 万円/kW（上限 50 万円）</p>
<p>必要書類 （申請時） ★は HP からダウンロード</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業家庭用） 【様式第 5 号の 2】★ ② 事業計画書★ ③ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費など内訳が分かるもの） ④ 誓約書【様式第 17 号】★ ⑤ 機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑥ チェックリスト【《事前申請時》家庭用】★
<p>必要書類 （実績報告時） ★は HP からダウンロード</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（重点対策加速化事業家庭用）【様式第 14 号の 2】★ ② 事業内容が確認できる契約書の写し ③ 領収書の写し（社判の押印があるもの） ④ 施工後の写真（太陽光パネル・パワーコンディショナー） ⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑥ 電力受給契約申込書 ⑦ チェックリスト【《実績報告・請求時》家庭用】★

◆非 FIT 太陽光を申請する際の注意点

- ・ 第三者所有である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入は対象外です。
- ・ 全量を自家消費する場合はご相談ください。
- ・ 非 FIT 太陽光を申請した場合、「創エネ・蓄エネ」の太陽光発電システムの申請はできません。
- ・ 次に該当する場合は、非 FIT 太陽光の申請はできません。「創エネ・蓄エネ」の太陽光発電システムを申請してください。
 - (1) 経済産業省の ZEH 支援事業の補助金を申請する場合
 - (2) 子育てグリーン住宅支援事業において GX 志向型住宅での補助金申請を行う場合

⑪蓄電池（非 FIT 太陽光と同時に設置するもの）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT・FIP の認定を取得していない太陽光発電システムと同時に設置するもの ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領で規定する要件を満たすもの（P23,24 参照） ・ 停電時のみに利用する非常用電源でないこと。 ・ 1.0kWh あたり 12.5 万円以下（工事費込み・税抜き）の価格になるように努めること ・ 放電容量 4,800Ah・セル未満のもの 			
補助金額	①②の 合計額	③ 3 万円/kWh（上限 24 万円） ④ 補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/3（上限 37.6 万円）	合算 上限	61.6 万円
必要書類 (申請時) ★は HP から ダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「⑩非 FIT 太陽光」と同じ申請書で申請してください。 ・ 「⑩非 FIT 太陽光」の必要書類に加えて、次の書類を提出してください。 ・ 蓄電池の性能を証する書類（カタログ等） 			
必要書類 (実績 報告時) ★は HP から ダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「⑩非 FIT 太陽光」と同じ実績報告書兼請求書で申請してください。 ・ 「⑩非 FIT 太陽光」の必要書類に加えて、次の書類を提出してください。ただし、「⑩非 FIT 太陽光」の提出書類に蓄電池の内容も含まれている場合、添付は 1 部で構いません。 ① 事業内容が確認できる契約書の写し ② 領収書の写し（社判の押印があるもの） ③ 施工後の写真（蓄電池本体） ④ 蓄電池が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑤ チェックリスト【≪実績報告・請求時≫家庭用】★ 			

◆非 FIT 蓄電池を申請する際の注意点

- ・ 非 FIT 蓄電池単体での申請はできません。
- ・ 非 FIT 蓄電池を申請した場合、「創エネ・蓄エネ」の蓄電池の申請はできません。
- ・ 経済産業省の ZEH 支援事業において、蓄電池を追加補助対象設備として申請する場合は、非 FIT 蓄電池の申請はできません。「創エネ・蓄エネ」の蓄電池を申請してください。

【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 4,800Ah・セル未満蓄電池仕様】

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：h～mの全てを満たすこと】

h 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

j 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

m 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

必要に応じて提出する書類

(ア)委任状 ★

申請手続きを申請者本人以外が行う場合

(イ)建物所有者共有名義人同意書【別紙 1-1 号】★

申請者本人以外の建物所有者または共有名義人がいる場合

(ウ)住民票原本（※） 及び 【別紙 1-2 号】★

三世帯同居（18歳未満の子を含む）の加算措置の適用を受ける場合

※3カ月以内に取得したものに限ります。

※「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」の交付を受けた方はカードの写しも必要です。

(エ)直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し

再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを利用している場合

事業概要書、交付申請（請求）額計算書、別紙 1-1 号、別紙 1-2 号、委任状は、ホームページからダウンロードしていただく申請書類一式に含まれています。

電気の再生可能エネルギー比率は、ご契約されている電力会社ホームページの、電源構成が公表されているページにてご確認ください。

また、「再エネ率〇%プラン」など契約種別で分かる場合もあります。

